

## 業務委託仕様書

- 1 名称 令和4年度デジタルマーケティングを活用した誘客  
「観光地の取材・撮影およびSNS等での情報発信」
- 2 委託目的 大分県への誘客促進を図るため、SNS等での情報発信を効果的かつ効率的に実施するとともに、その効果を検証し、次年度以降の施策立案につなげることを目的とする。
- 3 委託期間 契約締結日～令和5年3月10日（金）まで

### 4 業務内容

#### (1) 観光地の取材・撮影およびデータの納品

① ツーリズムおおいたが想定した以下のターゲット（2種類のペルソナ）に響く、大分県内の観光スポットや観光素材を選抜し、取材・撮影を行うこと。また、先方校正まで終了したのち、以下のデータを提出すること。

- (ア) 素材動画
- (イ) 素材写真
- (ウ) 取材記事

② 取材回数は合計15回程度とし、取材内容及び提出データ数等はツーリズムおおいたと協議のうえ決定すること。

③ 取材・撮影スケジュール（予定）を作成し、事業開始時にツーリズムおおいたに提出すること（提出フォーマットの形式は問わない）。

※ターゲットは以下のものを想定する。なお、ペルソナの詳細については、受託後にツーリズムおおいたと協議の上決定するものとする。

#### 【無関心層・潜在層（例：A子／25歳女性／福岡在住）】

1. 地域	九州エリア
2. 年代	20代～30代女性
3. 価値観	旅には消極的だが、写真を撮ることが好きで、Instagramにインスタ映えする写真を投稿することが多い。

#### 【関心層・顕在層（例：B造／60歳男性／東京在住）】

1. 地域	関東・関西エリア
2. 年代	50代～60代男性
3. 価値観	退職後の生活をゴルフ仲間と楽しんでいる。コロナ前は年に2回ほど旅行をしていた。

(2) ランディングページのレイアウトイメージ作成および補助業務

ランディングページのレイアウトイメージを Excel や Word にて提示し、ランディングページ作成に関する補助業務を行うこと。

※ランディングページは、(1) の素材を用いてツーリズムおおいたが季節に応じて年に数回作成予定

(3) SNS等での広告配信

・前述のペルソナに響く媒体を用いての広告配信を行い、ツーリズムおおいたが別途作成するランディングページ（各ペルソナを対象とした2パターンを作成予定）に広告視聴者を誘導する。なお、媒体や配信回数等については、予算内で一定の効果を得られる回数を提示し、ツーリズムおおいたと協議のうえ決定する。

(4) SNSの運用

1. (1) にて取材した内容を用いて、ツーリズムおおいたのオウンドメディアである、Facebook・Instagram・twitter の日常的な運用を行うこと（定期的な情報発信を目的としているため、週に3回程度の投稿を行う）。
2. ランディングページへ誘導する投稿のみならず、観光地やグルメ、イベントの紹介等、季節に応じた旬の情報発信を積極的に行うこと。
3. 投稿内容の最終チェックはツーリズムおおいたが行い、承認を受けたのち投稿すること（確認フォーマットの形式は問わない）。
4. 各アカウントの権限を譲渡するが、契約期間終了後は直ちにアカウント利用権限を返戻すること。

(5) デジタルプロモーション効果の報告

【月次報告】

(2)・(3) にて実施する広告配信およびSNS発信の効果を測定し、報告すること。その内容を踏まえて、ツーリズムおおいたと協議し、以降の配信計画を立てること。

【年間報告】

広告配信およびSNSでの情報発信を実施したのち、ページ閲覧者、閲覧回数、属性等、可能な限りデータ分析を行い、次年度以降の誘客ターゲットの明確化やプロモーションの最適化に向けた提案を行う。

※上記の報告フォーマットの形式は問わない。

(6) 成果品の納品

1. 成果品

①取材データ

(ア) 素材動画

- (イ) 素材写真
- (ウ) 取材記事
- ②ランディングページのレイアウトイメージ
- ③月次報告書
- ④年間報告書

## 2. 納期

- ①原則として取材後10日以内の提出とするが、協議のうえ決定する。
- ②初案は原則令和4年9月9日(金)までの提出とするが、スケジュールや以降の納品日については、協議のうえ決定する。
- ③原則として翌月10日までの提出とするが、協議のうえ決定する。
- ④令和5年3月10日(金)まで

## 5 所有権及び秘密保持

- (1) 成果品の所有権は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 本業務の締結及び履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を本業務履行以外の目的で使用、第三者に漏洩、開示あるいは公表してはならない。
- (3) 成果品は、大分県および県内市町村や観光協会、ツーリズムおおいたの会員へ共有できるものとする。
- (4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、大分県およびツーリズムおおいたに不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間にツーリズムおおいたと契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利はツーリズムおおいたに帰属すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、ツーリズムおおいたと十分協議すること。